

新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

新潟市教育委員会

教育長

夏 目 久 義

新潟市教育委員会規則第 2 号

新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則の一部を改正する規則

新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則（平成26年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「精神保健に関して学識経験を有する」を削る。

第8条を次のように改める。

（会議等の公開）

第8条 会議は原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。